

門真市環境美化用具等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市美しいまちづくり条例（平成13年門真市条例第8号）第9条の規定に基づき、地域における公共の場所等の清掃活動を実施する団体に対し、その使用する道具等（以下「美化用具等」という。）を貸与することにより、団体の活動を助成し、もって地域の美化推進を図ることを目的とする。

(貸与対象団体)

第2条 美化用具等の貸与を受けることができる団体は、地域清掃活動に参加する会員数が3名以上の団体（以下「美化活動団体」という。）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(美化活動団体の登録申請)

第3条 美化用具等の貸与を受けようとする美化活動団体は、門真市美化活動団体登録申請書（様式第1号）により、市に登録しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その活動内容を審査のうえ、適当と認めるときは、美化活動団体の登録をするとともに当該団体にその旨を通知するものとする。

(美化用具等の貸与)

第4条 市長は、前条の登録を受けた美化活動団体（以下「登録団体」という。）に対して、1団体につき別表に定める美化用具等を同表に定める数量の範囲内で必要数貸与するものとする。

2 登録団体は、貸与を受けた美化用具等が消耗等により補充する必要があるときは、門真市美化用具等貸与申請書（様式第2号）により市長に申し出て、その補充を受けるものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合は、それを確認のうえ補充する。

(美化用具等の管理)

第5条 登録団体は、貸与を受けた美化用具等を適正に管理しなければならない。

(登録団体の取消し)

第6条 登録団体は、第2条に規定する美化活動団体に該当しなくなったときは、門

真市美化活動団体登録取消願書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

（1）登録団体から前項の願書の提出があったとき。

（2）登録団体の廃止、休止等により第2条第2号に規定する美化活動を実施する見込みがないと認めるとき。

（3）その他登録団体が美化活動団体として適当でないと認めるとき。

（美化用具等の返還）

第7条 市長は、前条の規定に基づき登録を取り消したときは、貸与した美化用具等の返還を求めることができる。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月9日から施行する。

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

種 類	数 量
シダ箒	3本
竹箒	2本
チリ取り	2個
軍手	2打
火バサミ	5丁
十能	2丁
鎌	3丁